

のぼりもまた出賃従業員満員と会社存続の事ありませぬ。

こゝにほら入満員の會社へ出るとき、引けるとき又お内に居られるときにもよく
存人が會社に出さぬやう、すゝめると、思ひますか否かの次第の事ありませぬから決
え迷はずに為候。又警察署の取締もあり当社にもそれごとく手配かし、あつて
會社への出入に、おふな、なぬ、云ふことは少しも有りませぬから心配せぬ
お取人のためをよく考へらして會社をやすませぬやうと水ごとくおさすと、お
かいふいと思ひます

先ほどの記述のつゞきの横柄、お知せかた、お被ひ存心、

大正十五年九月一日

日本電線株式会社

寫

總務部長

券秘第一九九五號

大正十五年九月七日

警視總監 太田 政 弘

15.9.9
490

内務大臣 浜口 雄 幸 殿

社會局長 官長 岡隆一郎 殿

京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知

福岡 廣島 千葉 埼玉 静岡

各 府 縣 知 事 殿

日本電線株式会社ノ券勸

爭議ニ関スル件 (第五報) 解決